

甫喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務公募型プロポーザルに係る質疑と回答
(質疑書分 (6 月 10 日 〆切))

【質問 1】

植林以外の場所に作業道を開設してよいか。

【回答 1】

別図 3「甫喜ヶ峰県有林概要図」の事業区域内であれば、植生調査の結果希少植生が確認されなければ、植林地以外の場所に森林作業道を開設しても問題ありません。ただし、甫喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務公募型プロポーザル募集要領 1 (3) ④のとおり、詳細な実施区域等については県と協議のうえ決定することとします。

【質問 2】

事業体独自の積算でよいか。

【回答 2】

積算方法についての指定は特にありません。甫喜ヶ峰森林公園整備事業委託業務公募型プロポーザル募集要領 2 見積限度額 内で見積りを行ってください。

【質問 3】

植生調査以外で部分請負ができるか。

【回答 3】

事業の適正な履行を確保するために必要な範囲においては、委託業務の一部を第三者に委託または請負（以下「再委託」）することが可能です。

再委託を行う場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号または名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性等について記載した書面を提出し、県の承諾を受けるようにしてください。